

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	障害児童通所関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

対馬市は、障害児童通所関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

対馬市長

公表日

令和5年4月5日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害児通所関係事務
②事務の概要	<p>児童福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健福祉法及び条例等に基づき、障害児通所給付費支給等の事務を行う。事務の内容は、各種サービス利用の相談、申請受理、給付決定、サービス利用に係る給付費請求の審査・支払であり、各業務において、資格情報の照会、支給決定業務では、所得情報の照会を行う。</p> <p>また、給付費等の請求審査・支払業務においては支払情報の確認も行う。</p> <ul style="list-style-type: none">①障害児通所支援の支給に係る相談業務②申請書や届出書に関する確認③給付決定状況の確認④高額障害児通所給付費の支給に関する業務(対象者の確認等)⑤障害児通所支援給付費等の請求審査業務
③システムの名称	福祉総合システム(COKAS-R/ADⅡ)、団体内統合宛名システム、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
障害福祉サービスファイル、宛名管理システム、中間サーバー	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項・別表第一の8の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>1. 情報提供の根拠 (1) 番号法 第19条第8号 別表第二 16、56の2、116の各項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12、30の各条</p> <p>2. 情報照会の根拠 (1) 番号法第19条第8号 別表第二 10、11、12の各項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9、10の各条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部 福祉課
②所属長の役職名	福祉課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	長崎県対馬市 しまづくり推進部 デジタル推進課 〒817-8510 長崎県対馬市厳原町国分1441番地 電話番号:0920-53-6111(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	長崎県対馬市 福祉部 福祉課 〒817-1292 長崎県対馬市豊玉町仁位380番地 電話番号:0920-58-2294

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="checkbox"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="checkbox"/>]接続しない(入手) [<input type="checkbox"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月24日	I-4-②法令上の根拠	1. 情報提供の根拠 (1) 番号法 第19条第8号 別表第二 16、56の2、116の各項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務 及び情報を定める命令 第12、30の各条 2. 情報照会の根拠 (1) 番号法第19条第8号 別表第二 10、11、12の各項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務 及び情報を定める命令 第9、10の各条	1. 情報提供の根拠 (1) 番号法 第19条第8号 別表第二 16、56の2、116の各項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務 及び情報を定める命令 第12、30の各条 2. 情報照会の根拠 (1) 番号法第19条第8号 別表第二 10、11、12の各項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務 及び情報を定める命令 第9、10の各条	事後	
令和4年4月28日	I-7 請求先	長崎県対馬市 総務部 総務課 〒817-8510 長崎県対馬市厳原町国分1441番地 電話番号:0920-53-6111(代表)	長崎県対馬市 総務部 デジタル推進課 〒817-8510 長崎県対馬市厳原町国分1441番地 電話番号:0920-53-6111(代表)	事後	
令和4年4月28日	II-1 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年4月28日	II-2 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和5年4月5日	I-5-① 部署	福祉保険部 福祉課	福祉部 福祉課	事後	
令和5年4月5日	I-7 請求先	対馬市 総務部 デジタル推進課 〒817-8510 長崎県対馬市厳原町国分1441番地 TEL.0920-53-6111	対馬市 しまづくり推進部 デジタル推進課 〒817-8510 長崎県対馬市厳原町国分1441番地 TEL.0920-53-6111	事後	
令和5年4月5日	I-8 連絡先	長崎県対馬市 福祉保険部 福祉課 〒817-1292 長崎県対馬市豊玉町仁位380番地 電話番号: .0920-58-2294	長崎県対馬市 福祉部 福祉課 〒817-1292 長崎県対馬市豊玉町仁位380番地 電話番号: .0920-58-2294	事後	
令和5年4月5日	II-1 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年4月5日	II-2 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	